

平成26年(ワ)第11958号 首都圏建設アスベスト損害賠償請求東京訴訟事件

更 正 決 定

上記当事者間の頭書事件につき、令和2年9月4日言い渡した判決に明白な誤りがあったので、申立て及び職権により、次のとおり決定する。

主 文

- 1 事実及び理由の第5章第1節第3中、78原告Ⅱ83（原告番号Ⅱ83・被災者Ⅱ83A・電工）（1）に、「大工として」とあるのを「電工として」と更正し、「大工との関係では」とあるのを「電工との関係では」と更正する。
- 2 主文第2項ないし第5項については記載を省略。
- 6 別紙記載の申立てについては、明白な誤りとまではいえないので、いずれも却下する。

令和2年11月11日

東京地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 前 澤 達 朗

裁判官 中 畑 章 生

裁判官 浅 井 彩 香